

移動等円滑化取組計画書（高速電車・地下鉄）

令和6年6月21日

住 所 札幌市厚別区大谷地東2丁目4番1号  
事業者名 札幌市交通局  
代表者名 交通事業管理者 交通局長 芝井 静男

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

(1) 旅客施設及び車両等の整備に関する事項

- ① 本市では、2011年度に全駅へのエレベーター等の設置が完了し、移動円滑化経路1ルート of 整備を達成しているが、更なる利便性の向上や上下移動の負荷を軽減するため、現在、複数ルートの整備を進めている。
- ② 駅周辺施設や駅の利用者数の状況を勘案しながら移動等円滑化の必要性が高い駅出入口を選定しエレベーター等の設置による複数ルートの整備を推進していく。
- ③ 本市では、全ての駅において、バリアフリー整備ガイドラインに基づく一旦の基本整備を完了しているが、今後の超高齢社会を見据え、さらなる利便性向上を図るため、一般旅客用トイレの洋式化やオストメイト用設備等のバリアフリー機能の分散などの改良を行う。（毎年2～3駅程度改修）
- ④ 南北線・東西線のホーム、コンコースに設置する案内表示器を4か国5言語（日、英、中（簡・繁）、韓）へ更新する。（2019年度～2025年度）
- ⑤ 表示器の視認性向上のため、東西線8000形7編成に搭載されている3色LEDの車内案内表示器及び正面行先表示器を機器更新に合わせて、カラーユニバーサルデザイン（CUD）の認証を取得したフルカラーLED表示器へ更新し、2025年度末までに対象となる車両の更新を完了する。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
エレベーター等の新設	・現在、エレベーター等の設置により複数の移動等円滑化経路となる駅を検討している。
旅客用トイレ改修	・一般トイレの洋式化、オストメイト用設備の機能の分散、トイ

<p>車両とホームの段差隙間縮小に向けたホーム改良</p>	<p>レ出入口の段差解消等の整備を実施する。  (改良工事：東西線大通駅（改札外）、新さっぽろ駅、月寒中央駅  実施設計：宮の沢駅、西 11 丁目駅)</p> <p>・車いす等のお客様が単独で列車乗降しやすくするため、車両とホームの段差及び隙間の縮小について検討を進めておりホーム改良に向けた実施設計及び工事を行う予定。</p>
-------------------------------	--

②旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
<p>エスカレーター・エレベーターの更新による基準適合</p>	<p>・局内計画に基づくエスカレーター・エレベーターの更新工事により、基準を遵守した内容の音声案内に順次更新する。  <b>【R5 年度】</b>  エスカレーター：北 13 条東、南郷 7 丁目、南郷 13 丁目、ひばりが丘  エレベーター：宮の沢駅</p>

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
<p>駅職員の乗降介助</p>	<p>・地下鉄車両とホームに段差により、渡し板を活用して車椅子等を利用される方への乗降介助を実施している。  ・3 路線が乗り入れする大通駅では、車椅子等乗降介助を必要とする方が多く利用されることから、乗降介助を専属実施するため、対応班を編成し対応にあたっている。</p>

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
<p>ホーム等案内表示器更新</p>	<p>・南北線・東西線のホーム等案内表示器は、情報量が多く表示の自由度が図れる液晶タイプを検討している。  (2019 年度～2025 年度)</p>
<p>東西線 8000 形車両表示器更新</p>	<p>東西線 8000 形車両の 3 色 LED 車内案内表示器及び正面行先表示器を、CUD 認証を取得したフルカラーLED の表示器へ更新する。  (2019 年度～2025 年度)</p>

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
障害者への接遇に関する民間資格の取得 駅職員に対するバリアフリー研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 駅業務を委託する一財) 札幌市交通事業振興公社では、障害者への接遇を学ぶため、毎年助役以上へ昇任した際にサービス介助士の民間資格を取得している。</li> <li>・ 全駅職員対象にバリアフリーに関するスキル向上を目的としてサービス介助士の資格を有する職員によるバリアフリー研修を実施。(3年サイクル、次回2026年度予定)</li> </ul>

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
各施設付近への掲出による案内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢者障害者等用施設等(エレベーター、障がい者用トイレ、車椅子スペースなど)の周辺へのステッカー及び標識等の掲出により、一般旅客に対して適正な配慮をされるよう啓発する。</li> <li>・ 旅客用トイレ改修において、障がい者用トイレの適正利用を促すため、改修時に入口サインを「バリアフリースイートイレ」に統一する。</li> </ul>

Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 駅構内案内表示サインの表示を統一するため、駅と接続する地下通路案内サイン等の表示と統一化を図る。</li> <li>・ 施設改修や新たに設備を設置する場合には、障害者当事者や有識者団体などの意見を聴衆しながら事業内容を共有する。</li> </ul>
--

Ⅳ 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由
旅客用トイレ改修	実施駅の更新	年次進行による
エスカレーター・エレベーターの更新	実施駅の更新	年次進行による
東西線 8000 形車両表示器更新	期間が、2019 年度～2024 年度から 2019 年度～2025 年度へ変更	物品の納入遅れのため

V 計画書の公表方法

札幌市交通局ホームページに掲載
-----------------

## VI その他計画に関連する事項

中期的な対応方針に記載された事項については、札幌市交通事業経営計画【令和元～10年度(2019～2028年度)】に基づき実施する。

- 注1 IVには、IIについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。
- 2 Vには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。
- 3 VIには、IIの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。